

# 志木市ひとり親家庭等学習支援事業業務委託仕様書

## 1 業務の目的

ひとり親家庭等の小学生、中学生及び高校生に対して基本的な生活習慣、基礎学力の習得支援及び学力を向上させ、高校進学支援や高校中退防止を図ることで、貧困の連鎖を防ぐことを目的とする。

## 2 履行期間

令和6年10月1日～令和9年3月31日

## 3 対象者

ひとり親家庭等で、志木市ひとり親家庭等学習支援事業の利用を決定した小学生、中学生及び高校生

## 4 事業内容

学習教室に対象者を通所させ、学習指導及び学習意欲を継続させるための面接を行う。

## 5 対象人員（見込み）

年間利用総数：小学生20人、中学生30人、高校生20人

1回あたりの参加人数：小学生10人、中学生10人、高校生10人

## 6 事業の実施場所

志木市内に1ヶ所、学習教室を確保すること。

## 7 事業実施回数及び時間

小学生 週1回 各回午後6時から午後8時まで

中学生 週1回 各回午後6時から午後8時まで

高校生 週1回 各回午後6時から午後8時まで

上記以外に4ヶ月に1回（各学期1回）全ての対象者に対し、学習・進学相談を行い、必要であれば家庭訪問も行う。

実施回数は参加人数により複数回開催することができるものとする。

## 8 指導体制

学習指導は原則対象者2名に対し学習指導員1名とし、他に学習指導員の統括及び対象者面接のために学習支援員を置く。

※なお、学習支援員は、以下のいずれかの資格を有し、かつ相談支援や生徒指導経験を有するものとする。

ア 社会福祉士

イ 精神保健福祉士

ウ 教員免許

エ 社会教育主事

オ その他、アからエと同等以上の能力を有していると認められる資格

※学習指導員についても、十分な指導能力を有する者を確保すること。

## 9 その他

- ・参加対象者数の状況や小中高生の構成割合により、対象者に週1回の学習機会を確保しつつ、柔軟な実施方法での運営を行うこと。
- ・学習教材は対象者の持ち込むもの（学校で使用する教科書や副教材等）を使用することとする。
- ・偶数月の最終木曜日の午前10時から正午には、学習支援連絡会に出席し、事業者、志木市福祉事務所、志木市教育サポートセンター等と会議を行う。なお、日時の変更は協議の上、調整することができるものとする。
- ・毎月、定例報告書や保護変更申請書等の報告書類を作成し、志木市福祉事務所へ提出することとする。
- ・毎年度、事業実績報告書を作成し、志木市福祉事務所へ提出することとする。